

英語指導助手（ALT）事業に係る派遣業務  
公募型プロポーザル募集要領

泉大津市教育委員会事務局  
教育部指導課

令和5年1月

## 1 業務目的

この事業は、英語に関する英語指導助手（以下「ALT」という。）を泉大津市立小中学校に配置して、次項に定める業務を行わせることにより、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、児童・生徒の国際感覚及びコミュニケーション能力を高めることを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

英語指導助手派遣事業

### (2) 業務内容

ALTは、各学校における校長の指示を通じ、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、または教育委員会事務局（指導課）の指示により、以下の業務に従事する。

- ① 中学校における英語の授業、小学校外国語活動の授業、小・中学校における国際理解に関する授業の支援
- ② 総合的な学習の時間・特別活動・道徳・実技教科を中心とした各教科の授業等への支援
- ③ 各学校における指導において、各学校の教職員等との打ち合わせ、カリキュラム・教材等の研究や作成とその補助および提供
- ④ 放送テスト等音声教材の作成の支援
- ⑤ 校内で実施される学校行事への参加・参観（運動会・体育大会は除外）
- ⑥ 各学校における授業の反省・分析・評価への参加と情報提供
- ⑦ 教育支援センターで教育委員会が主催する教職員への研修及び各学校における教職員に対する国際理解や英語活動に関わる研修の支援や研修会の講師
- ⑧ 英語スピーチコンテストに関わる指導及びその審査員
- ⑨ 国際交流事業における指導及び指導補助
- ⑩ 教育委員会事務局職員に対しての英会話指導
- ⑪ その他、各学校長が指示した関連業務

### (3) 勤務場所

#### ① 小学校（7校）

泉大津市河原町3-7	泉大津市立戎小学校
泉大津市昭和町2-27	泉大津市立旭小学校
泉大津市我孫子1-12-10	泉大津市立穴師小学校

泉大津市東助松町 3-1-3-1 泉大津市立上條小学校  
泉大津市千原町 2-1-2-1 泉大津市立条東小学校  
泉大津市宮町 9-1 泉大津市立条南小学校  
泉大津市我孫子 2-4-7 泉大津市立楠小学校

② 中学校（3校）

泉大津市池浦町 4-4-1 泉大津市立東陽中学校  
泉大津市池浦町 4-1-1 泉大津市立誠風中学校  
泉大津市助松町 2-1-3-1 泉大津市立小津中学校

(4) 契約期間

令和5年4月7日（金）から令和6年3月15日（金）まで

(5) 委託料（提案上限額）

11,649,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間に、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。
- (4) 英語指導活動において、令和4年4月1日現在で3年以上の経営実績を有していること。
- (5) プロポーザル提案書締切日から契約の締結までの間において、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納していない者。
- (7) 別紙『英語指導助手派遣事業業務仕様書』に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

### 4 失格

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 審査結果通知日までに提案者が応募資格要件を満たさなくなった場合

## 5 応募手続

### (1) 提出書類

#### ①応募表明書（様式1）

提案書を提出（プロポーザル参加）する者は、応募表明書を提出すること。

#### ②見積書（様式2）

#### ③企画提案書

- ・別紙『企画提案書の作成について』を参考に8部（1部は原本、7部はコピー可）を提出すること。

**※正本1部には「会社名記載」、副本7部には「会社名記載なし」**

- ・提案書を提出することができるのは1案だけである。
- ・提出期限を過ぎた後は、本市が補正等を求める場合を除き、提案書の差替えは一切認めない。

### (2) 提出方法

#### ①提出期間

泉大津市役所の開庁日の

令和5年1月23日（月）午前8時45分～

令和5年2月6日（月）午後5時15分まで

#### ②提出場所・方法

泉大津市教育委員会事務局（指導課 市役所3階）に持参により提出すること。

### (3) 質疑

募集要領等に関する質疑については次のとおりとする。

#### ①質疑方法

質問書（様式3）を用いて電子メールにより行い、送信後、泉大津市教育委員会事務局（指導課）へ電話にて着信確認を行うこと。

電話：0725-33-9365

宛先：メールアドレス：edu-kyomu@izo-ed.jp

②回答方法

電子メールにて回答

③注意事項

質疑は、受付日時までとし、日時を過ぎた場合には回答しない。

理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

## 6 選定方法等

(1) 事業者の募集方法

事業者の募集は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 選定のスケジュール

日程	内容
令和5年1月12日	募集要領の公表（泉大津市ホームページ）
令和5年1月19日	質疑の受付
令和5年1月20日	質疑の回答
令和5年1月23日 ～2月6日	提出書類の受付
令和5年2月9日	プレゼンテーションおよびヒアリング 場所：泉大津市役所 職員会館4階401会議室
令和5年2月13日	優先交渉権者の決定
平成5年4月初旬	業務契約書の締結

(3) 審査方法

企画提案書提出期間終了後、英語指導助手（ALT）事業に係る労働者派遣公募型プロポーザル審査委員会において以下の方法でプレゼンテーション・ヒアリングを行い、内容及び提案書について、総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

参加希望業者が1社であっても実施する。

①プレゼンテーション時間

各提案について20分（提案説明及び5分程度の質問時間を含む）以内とする。

プレゼンテーションに必要なパソコンなどの機器は提案者において用意すること。

②委託料（単価）の審査

審査点を審査委員1人10点満点とし、委託料について審査を行う。

③提案書の審査

審査点を審査委員1人90点満点とし、以下の点について審査を行う

- ア 経営方針および外国語指導助手派遣業務に関する基本方針
- イ 英語指導助手の派遣業務実績
- ウ 英語指導助手の管理体制・労務管理等の具体策
- エ 危機管理体制の充実
- オ 英語指導助手の研修体制及び内容の具体策
- カ ALTの外国語・英語科以外の教科への指導の実績について

④審査点数の付け方

別紙『英語指導助手派遣事業プロポーザル 採点表 基準』による。

⑤審査結果

審査結果は文書にて通知を行う。

⑥注意事項

資料の追加配布は認めない。提案書において補足説明・アピールする点などについて説明を行うこと。

## 7 その他

(1) 優先交渉権者の提出書類

優先交渉権者となった事業者は契約締結時に下記の書類を提出すること。

- ①法人の履歴事項全部証明書の写し
- ②賠償責任保険証の写し

(2) 契約の締結

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- ②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次点者と契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(3) 費用負担等

応募者の提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提案書類の扱い

応募者に対して、提出書類を返却しない。また、その著作権等の主張は認めないものとする。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ①応募者の応募資格要件を満たさない者が応募したとき

- ②提出書類が不足しているとき
- ③提出書類が各指定様式の作成要領に従い記載されていないとき
- ④提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧2案以上の提出書類を提出したとき
- ⑨その他募集要領に定める条件に違反したとき